

住宅防音工事に関するお知らせ

東海防衛支局



防衛省
MINISTRY OF
DEFENSE

【お問い合わせ先】

東海防衛支局 防音対策課 住宅防音係

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1
名古屋合同庁舎第1号館

電話番号 052-952-8226（直通）

世帯人員の確認等について

住宅防音工事は、一部の工事を除き、居住している方の人数に応じて補助対象となる居室数を決定しているため、平成19年度までは、交付申込書に住民票等を添付していただき、国は現地調査と合わせて居住状況を確認していましたが、より適正に事業を行うため、平成20年度からは、以下の方針により、世帯人員の確認等を行うこととしました。

全ての方について

- 提出していただく住民票等と現地調査により居住状況を確認します。
- 現地調査において「今後の転出の可能性」を確認します。
- これらを踏まえ助成の可否を判断します。

交付申込書提出日の3ヶ月前までに転入してきた方について

- 提出していただく住民票等と現地調査により居住状況を確認します。
- 現地調査において「転入理由」及び「今後の転出の可能性」を確認します。
- これらを踏まえ助成の可否を判断します。
- 助成の手続きを開始することとなった場合は、
 - ①交付申請書の提出時に、改めて住民票等を提出していただきます。
 - ◇国は、世帯人員を確認するなど、十分な審査を行ったうえで、補助金の交付決定を行います。
 - ◇なお、全部又は一部の方が転出された場合（転出を予定されている場合を含みます）、また、結婚や出生等により世帯人員が増加した場合については、補助対象となる居室数が変更となることがあります。
 - ②実績報告書の提出時に、改めて世帯人員報告書を提出していただきます。
 - ◇国は、世帯人員の確認のため、自治体より住民票を取得し、また、現地調査を行うなど、十分な審査を行ったうえで、補助金の額の確定、支払いを行います。

交付申込書提出日の1ヶ月前までに転入してきた方について

- 提出していただく住民票等と現地調査により居住状況を確認します。
- 現地調査において「転入理由」及び「今後の転出の可能性」を確認します。
- 交付申込書提出日の1ヶ月前までに転入してきた方は、結婚や出生等、戸籍の変更が伴う転入の場合を除き、補助対象となる居室数の決定に係る世帯人員の対象となりません。

なお、住宅防音工事を希望する住宅に、住んでいない方の住民票を移すなどして世帯人員を偽り、本来、防音工事の対象とならない居室について補助金の交付を受けた場合には、交付決定の取消、補助金の返還等の措置が講じられます。

エアコンの補助対象の考え方の見直しについて

当省では、航空機騒音による障害を防止又は軽減するため、住宅防音工事の助成を行っており、室内環境を保持する観点からエアコンを補助していますが、平成18年、「骨太の方針2006」（平18.7.7閣議決定）等において、「基地周辺対策の抜本見直し」が盛り込まれました。

このため、より一層の合理化・効率化を図るとの観点から、既存の施策について見直しを行った結果、平成19年度より、住宅防音工事については、一般家庭におけるエアコンの普及状況の変化（1世帯当たりの保有台数：住宅防音工事を開始した昭和49年当時約0.1台→現在約2.6台）を勘案し、住宅防音工事の助成を希望する居室に、現にエアコンが設置されている場合には、既存のエアコンを再使用等していただくこととし、当該居室にエアコンの補助は行わないこととしました。

したがって、**現地調査の際、防音工事を希望する居室にエアコンが設置されていることが確認された場合には、当該居室は防音工事でのエアコンの補助の対象外となり設置されていない場合には、従来どおりの設置基準（第Ⅰ工法の場合は最大4台まで、第Ⅱ工法の場合は最大2台まで等）での補助となります。**

ただし、エアコンの補助を受けるため、故意に既存のエアコンを撤去又は移設した場合には、補助の対象となりませんので、国による現地調査時に、そのような撤去又は移設をしていない旨の申告書を提出していただきます。

その他留意事項

- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、法律による処罰の対象となり、また、交付決定の取消、補助金の返還等の措置が講じられます。
- 既存のエアコンを再使用する場合、その取付・再取付に要する経費については、補助の対象となります。
- 必要に応じ、冷媒管の交換やガスチャージに要する経費についても、補助の対象となります。
- 既存のエアコンが故障している場合や、稼働不能の場合であっても補助の対象となりません。
- 工事後の故障等の不具合に係る修理等の経費については、補助事業者の方の自己負担となります。

印鑑証明書の一部不用化について

住宅防音事業補助金の交付に際しては、住宅の所有者及び居住者の本人確認のため交付申込書に印鑑証明書を添付していただいているところですが、構造改革特区に係る第9次提案において、印鑑証明書の省略についての提案がなされ、平成19年度から工事希望者等（所有者又は居住者等）の希望に応じて、交付申込書の提出の際又は現地調査の際に、運転免許証、健康保険の被保険者証及び外国人登録証明書等により、工事希望者等の本人確認ができる場合には、印鑑証明書を添付していただく必要はなくなりました。

したがって、**印鑑証明書の添付を省略することを希望される場合は、交付申込書に本人確認を行う希望時期に関する項目がありますので、交付申込書の提出時又は現地調査時のどちらかの項目を○で囲んでください。**

交付申込書提出時に本人確認を希望される場合は、提出時に運転免許証等により本人であることを確認させていただきますので、交付申込書をご持参ください。また、現地調査時を希望される場合は、郵送その他の方法で交付申込書をご提出ください。

〔注意：本人確認ができない場合には、住宅防音事業補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。〕

住宅防音事業における契約等について

住宅防音事業における契約等については、以下の内容をご確認の上、諸手続を行ってください。

補助金交付の条件（契約関係）

- 補助金等交付決定通知書において、以下の条件が課せられます。
 - ①請負・委託契約については、それぞれ別の者（資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない者）と締結しなければならない。
 - ②請負・委託契約の締結に際しては、公正に契約金額を決定しなければならない。
 - ③請負・委託契約の締結に際しては、請負業者及び受託業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨を明記した契約書を作成しなければならない。

①契約相手方の選定

- 委託契約（事務手続、設計・監理）及び工事請負契約は、それぞれ別の者^(※)と締結してください。
- 契約を予定する相手方に、上記「補助金交付の条件」を伝え、資本又は人事面において関連のない別の者であることを確認してください。
- なお、口頭の確認では心配な場合は、契約締結時に誓約書を取り付けるなどしてください。

※「別の者」とは、当事者間に次のような関連がない者です。

資本面：一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている。

人事面：双方の会社の代表権を有する役員が兼職している。

②契約金額の決定等

- 公正に契約金額を決定するため、以下の事項を厳守してください。
 - ◇事務手続の委託契約は、委託する業務の内容と経費の積算内訳がわかる見積書を徴取したうえで、契約を締結してください。
 - ◇設計・監理委託契約及び工事請負契約は、設計金額を提示せずに、予定価格以下に達するまで見積書を徴取した上で、契約を締結してください。
 - ◇なお、工事請負契約は、共同住宅（いわゆる2世帯住宅を除く。）で複数世帯を同一時期に発注する場合は、原則として競争入札や複数の工事請負者との見積合せを行ってください。
 - ◇徴取した見積書等については、住宅防音工事が交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかを確認するために必要となるので、大切に保管してください。

③守秘義務等について

- 契約書には、契約に関する情報（設計金額等）についての守秘義務に係る事項を盛り込んでください。
- よって、以下の例に沿った内容が、契約書又は契約書の特約条項に記述があることを確認し、契約を締結してください。
 - 第〇条 乙は、この契約の履行に関して知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、第〇条の業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
 - 第〇条 乙は、この契約の履行により取得した個人情報を当該業務を実施するための目的以外に使用しないものとする。

財産処分の制限について

住宅防音工事により取得し、又は、効用の増加した財産^(※)については、住宅防音工事完了後においても善良な管理をして頂くこととなります。

(※)住宅防音工事を実施した住宅、住宅防音工事により設置した冷暖房機及び換気扇

また、住宅防音工事完了後、下記に示す処分制限期間内に解体、又は、住宅の居室以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供するときは、東海防衛支局長の承認が必要となります。

その際、処分の理由によっては、補助金相当額を返納して頂くこととなる場合がありますので、あらかじめ当局にお問い合わせ下さいませようお願い致します。

なお、借家に居住している方が補助事業者として住宅防音工事を実施した場合は、引っ越しをする際、住宅防音工事に係る一切の義務を、建物所有者に継承する手続きを行って下さい。

【住 宅】

構 造	処分制限期間
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47年
ブロック造	38年
金属造（骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る）	34年
金属造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のものに限る）	27年
金属造（骨格材の肉厚が3mmを以下のものに限る）	19年
木造又は合成樹脂造	22年
木骨モルタル造	20年

【空気調和機器】

構 造	処分制限期間
冷暖房機	6年
換気扇	6年

建替住宅の防音工事の助成について

当省では、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）などに基づき、飛行場などの防衛施設周辺において、航空機騒音による障害の著しい区域として指定した一定の区域（以下「第一種区域」）に当該指定の際現に所在する住宅について、その所有者などが行う防音工事に対して助成（補助金の交付）を行っています。

また、第一種区域の指定の際現に所在する住宅（以下「従前の住宅」）が建て替えられた場合などであっても、一定の要件を満たす場合については防音工事の助成（補助金の交付）の対象としています。

防音工事の助成の対象となる要件や必要書類については、以下のとおりですが、詳細な内容、また、ご不明な点については、当局までお問い合わせください。

助成の対象となる要件

- 建替住宅の防音工事の助成の対象となる住宅は、以下の(1)から(5)に掲げる建替住宅であって、従前の住宅の滅失時における所有者と防音工事の実施時における所有者が同じ建替住宅又は従前の住宅の滅失時における居住者と防音工事の実施時における居住者が同じ建替住宅です。
 - (1) 老朽化に伴う建替住宅
 - (2) 地震、台風等の災害又は火災等（従前の住宅の滅失時における所有者又は当該従前の住宅に関する所有権以外の権利を有する者の責めに帰すことのできない事由に限る）による滅失又は損壊に伴う建替住宅
 - (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる都市施設の整備又は同法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業の実施による移転に伴う建替住宅
 - (4) 環境整備法第5条第1項による移転（第一種区域への移転が社会生活上やむを得ないと認められるものに限る）に伴う建替住宅
 - (5) 経年の生活様式の変化に伴う建替住宅
- ただし、従前の住宅の建て替えに併せて防音工事を行う住宅を除き、従前の住宅に対する直近の防音工事（機能復旧工事を除く）完了後10年未満の建替住宅については、当該助成の対象となりません。

必要となる書類

- 閉鎖登記簿謄本、閉鎖事項証明書又は家屋滅失証明書など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を証することができる書類
- アに掲げる書類をやむを得ない理由により添付できない場合には、従前の住宅に係る売買契約書の写し（当該写しが添付できないときは地域の実情に精通している自治会長等が証する書面^(注)）など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を確認することができる書類
- 第一種区域の指定時における従前の住宅の戸数を確認することができる書類（具体的には、アに掲げる書類その他の従前の住宅の戸数を確認できる公的機関が発行する書類又は地域の実情に精通している自治会長等が証する書面^(注)）

^(注) 自治会長等が証する書面が提出された場合には、国の職員が当該自治会長等と面談するなどして当該書面の内容について確認させていただく場合があります。

交付決定に係る留意事項

偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、**交付決定の取消、補助金の返還等の措置が講じられます。**

例えば、住宅防音工事は、一部の工事を除き、居住している方の人数に応じて補助対象となる居室数を決定していることから、**居住している方の人数を偽り^(※)、本来、防音工事の対象とならない居室について補助金の交付を受けた場合は、これに当たります。**

(※)住宅防音工事を希望する住宅に住んでいない方の住民票を移すといった行為など

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(抜粋)

第17条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 (省略)

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 (省略)

第18条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2～3 (省略)

第29条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。